

平成25年度以降の長野県森林づくり県民税(案)の要点

現行の森林税の仕組み

- 【**根拠**】 長野県森林づくり県民税条例（長野県条例第58号）
- 【**目的**】 森林の多面的な機能を持続的に発揮させ、健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、広く県民の理解と協力を得ながら、間伐等の森林づくりを集中的に実施
- 【**使途**】 ・手入れの遅れている里山での間伐の推進 ・地域固有の課題に対応した森林づくりの推進
・県民や企業の森林づくりへの参加等の促進
- 【**課税方式**】 個人県民税及び法人県民税の均等割の超過課税方式
- 【**超過税額**】 （個人）年額500円 （法人）均等割額の5% 税収規模約6.8億円
- 【**実施期間**】 平成20年4月1日から5年間

現行の森林税の実績

- 【**税収額と執行額**】 これまでの4年間で約25億1千万円の税収があり、24億7千万円を事業に活用
- 【**使途別の執行額**】 ・手入れの遅れている里山での間伐の推進 (77%)
・地域固有の課題に対応した森林づくりの推進 (20%)
・県民や企業の森林づくりへの参加等の促進 (3%)

主な事業実績	H20	H21	H22	H23	H24(計画)	実績見込み
みんなで支える里山整備事業(ha)	1,761	3,341	5,446	6,007	6,000	22,555
地域で進める里山集約化事業(人)	3,056	3,634	5,013	2,506	1,500	15,709
森林づくり推進支援金(支援件数)	148	156	139	142	150	735
森林の里親促進事業(契約件数)	12	13	11	13	14	63
木育推進事業(支援件数)	21	25	26	23	24	119

現行の森林税の今後のあり方の検討と成果の検証

【**みんなで支える森林づくり県民会議・地域会議**】

- ・里山の間伐、集約化、人材育成等の取組が着実に進んだことは大きな成果
- ・継続的な里山の間伐の推進とともに、これと一体的に進める木材利用の取組の拡大が必要
- ・新たに小規模施設の木造化・木質化、野生鳥獣被害対策への対応が必要

【**長野県地方税制研究会**】

- ・切捨間伐支援から搬出間伐支援へと方針転換が必要
- ・森林づくり推進支援金における県の説明責任を明確化すべき
- ・新たに水源林の保全対策へと事業内容・事業実施地域の拡大が必要

【**県民等アンケート調査**】

- ・森林税の主な使途である間伐を最も大切な取組であると評価
- ・回答者の約8割が森林税継続に賛成、継続する場合に現行の税額・期間が適当とする者が最多
- ・新たに「木材の利用拡大」、「林業の基盤整備」等への取組が必要

森林税導入後の状況の変化

【**本県の森林・林業の状況**】

- ・森林の高齢化が進行し、民有林の人工林の約半数が46～55年生に集中するなど、今後5～10年のうちに緊急的に間伐が必要であり、手入れを先送りできない状況
- ・林業就業者数減少、木材価格低迷など林業・木材産業は引き続き厳しい状況であり、国内外の木材需給構造が大きく変化し、国の森林・林業施策も大幅に転換
- ・水源林の保全対策、災害に強い森林づくり、木質バイオマスエネルギーの利用拡大等に対する期待の高まり

【**本県の財政状況**】

- ・基金残高が残りあとわずか、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造
- ・「長野県行政・財政改革方針」における様々な取組に加え、追加的な収支改善策を実施
- ・計画的な間伐のため、効率的な事業実施、国庫補助金の確保のほか、県独自の財源確保が引き続き必要

平成25年度以降の長野県森林づくり県民税（案）

基本目標

県民生活を土砂災害等から守り、水源林を保全するために里山の森林整備を推進します
あたりまえに木のある暮らしを創造するために間伐材の利活用を促進し、持続可能な森林づくりの仕組みを構築します

仕組み 現行の森林税と同様

【超過税額】（個人）年額 500 円 （法人）均等割額の 5% 税込規模約 6.5 億円

【実施期間】平成 25 年 4 月 1 日から 5 年間（ 5 年間の延長）

重点項目（現行から継続する視点, 新たに見直す視点）

[ポイント1] 間伐による水源涵養、土砂災害防止等の機能の高度発揮（継続・見直し）

県内には依然として、今後 5 年から 10 年のうちに間伐を緊急に必要とする手入れの遅れた里山が多く存在し、引き続き継続的な間伐の取組が必要な状況です。

しかしながら、里山では国の施策を活用した間伐が困難な状況であることから、引き続き県独自の施策として里山の間伐を実施し、水源の涵養、土砂災害の防止といった機能の高度発揮が求められる森林など、緊急に手入れが必要な里山 15,000ha の整備を目標に間伐を実施します。

[ポイント2] 間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進

・間伐材の利活用の促進（継続・拡充） ・間伐材の搬出の促進（新規）

現行の森林税では、間伐材の搬出を対象としていませんでしたが、このように切捨間伐のみでは、自立的な森林づくりや林業の活性化につながらず、永続的に森林税による支援が必要となるおそれがあります。

また、これまで利用が進まず切り捨てられていた里山の間伐材を搬出し、様々な用途での需要を創出して利活用を促進することは、喫緊の課題である再生可能な自然エネルギーである木質バイオマス
の利用拡大や、広く県民の皆様が森林税の効果を実感していただくことにつながります。

このため、里山の間伐、間伐材の搬出と利活用の促進、森林づくりを主導する地域リーダーの育成等を一体的に進め、県内各地の特色を活かした持続可能な森林づくりのモデルを構築します。

[ポイント3] 水源林の保全対策（新規）

近年の外国資本による森林買収に端を発する水源林の保全に対する関心の高まりを踏まえ、従来からの森林整備による水源涵養に加え、県民共通の財産である水源林の保全対策として、市町村が公的管理をするために水源林の取得をする際の経費等について新たに支援します。

[ポイント4] 森林づくり推進支援金の使途の限定（継続・見直し）

地域の実情や住民のニーズを熟知する市町村が行うきめ細かな森林づくりの支援については、県の説明責任を果たす意味から、森林・林業施策との関連性がより明確となるよう事業メニューを限定します。

（新たに、ポイント3の水源林の取得に要する経費を支援対象に加えます。）

メニューの見直しに加え、支援金の配分基準や選定方法について、県民税の超過課税の趣旨を踏まえ、県のチェック体制を強化します。